

令和4年 多賀町議会6月第2回定例会再開会議録

令和4年6月9日（木） 午前9時25分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久良 君	福祉保健課長	林 優子 君
副 町 長	小 菅 俊二 君	産業環境課長	飯 尾 俊一 君
教 育 長	山 中 健一 君	地域整備課長	藤 本 一之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正浩 君
総 務 課 長	石 田 年幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊久人 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

(開会 午前 9時25分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和4年6月第2回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願いたします。

(開議 午前 9時25分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員といたします。

○議長(松居亘君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。それでは、昨日に引き続き、通告書の順番に発言を許します。

最初に、4番、木下茂樹議員の質問を許します。

4番、木下茂樹議員。

[4番議員 木下茂樹君 登壇]

○4番(木下茂樹君) 4番、木下茂樹です。議長の許可を得ましたので、6月議会の一般質問を始めさせていただきます。

まず、1点目、山林固定資産税の将来性は。

5月10日付けで固定資産税通知書が発せられました。特に山林所有者の税額は毎年大きな変動もない額であるものの、納付者意識は徐々に変化が生じてきています。

50から60年以上前に山間地から都市へ離村し、子や孫もその地で育ち、就職となると父母、祖父母の出身地への郷土意識もほぼない状態になっております。特に近年、高齢の出身者から、山林、田畑を売却したいがどうしたらいいのかとの問合せ、相談が、遠縁を通じ増えてきています。離村当時は、経済的に厳しくなったら、先祖から引き継いだ財産だから、木や山林、田畑を売ればよいとして所有していましたが、現状の木材価格、農地、山林の引取先もないのが現状です。

離村者は高齢化し、固定資産税納付者は、「親戚も少なくなり、帰省することすら困難な健康状態で、子や孫から早期に財産の処分を促されている」、「所有地の小字や番地を見ても全く場所が分からない」、「買手がないなら町に寄付するのにはどうしたらいいのか」など、悲痛にも感じる思いが伝わってきますが、どうにもアドバイスの言葉もな

いのが現状です。

先代からの郷土意識の低下は、固定資産税納付意識の低下にもつながり、固定資産の相続放棄が増加していきます。

近隣在住者においても、後継・継承者が相続を辞退し合って、相続不確定、相続放棄の増加が見込まれます。また、山間地在住者も、所有山林の場所、所有面積単位、隣地者、山林状況など全く知らない所有者も多くなり、所有地を確定する前提である境界明確化事業の遅れにもなり、早急な対策の必要性が迫ってきています。

このような状況は、山間地をはじめ、いずれどの家庭にも生じる前提でもあります。

その対策の一例として、兵庫県佐用町では、山林所有者の半数以上が手放したいという意識調査から、町の山林買取制度が始まり、22年度、今年度ですけれども、100haを3,000万円で買取りの予定とのことです。

固定資産税が入らないデメリットもありますが、所有者不明、管理不足を防ぎ、山林の永続的管理となる治山・治水につながるのとこのことであります。

当町でも、町外在住者を含め山林所有者の意識調査を実施し、境界明確化事業を早急に完了して、健全な固定資産税納付者と森林の育成・管理で樹齢構成の平準化の林業行政を目指していただきたい次第です。そこで、以下について問います。

- 1 点目、山林など後継不確定は。
- 2 点目、山林などの意識調査は。
- 3 点目、山林買取制度の可能性は。
- 4 点目、大滝山林組合の活用は。以上です。

○議長（松居亘君） 岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長（岡田伊久人君） 木下議員の山林固定資産税の将来はの1点目、山林などの後継不確定はのご質問にお答えします。

議員のご指摘のとおり、土地や家屋の固定資産税の相続放棄や所有者不明土地が増加していることは認識しております。山林もそうですが、農地をはじめ、空き家などについても相続が発生しているにも関わらず、登記されていない現状があるところです。固定資産を課税するに当たりましては、登記情報を確認し、所有者不明につきましては、法務局と連携して調査し、相続人等の把握に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 木下議員の1番目、山林固定資産税の将来性はの2点目の山林などの意識調査の質問にお答えさせていただきます。

国は森林経営管理制度において、地域実情を踏まえ意向調査を実施し、意向調査の結果を踏まえて、状況によっては所有者から市町村に経営管理を委託し、森林整備の推進

を促しているところです。しかしながら、当町を含め、近畿地方は特に森林の境界明確化や地籍調査が比較的進んでいない地域であります。町が実際の山の場所や現況、そして境界を把握していない状況で意識調査を行うと、多くの混乱が生じるおそれがあると思われます。このようなことから、森林の境界明確化事業を進めながら、森林の様々な正確な情報を把握した上で、段階的に実施していくことが適切であると考えています。

次に、3点目の山林買取制度の可能性はに關しましては、佐用町では森林の意向調査の結果、山林を手放したい方に対して森林の適正整備と災害時の町土保全を目的に、今年度から買取を実施することとありますが、現在のところ、当町では山林を買い取ることは考えておりません。確かに議員のご指摘のとおり、山の価値が下がり森林の相続が難しい状況も理解しますが、当町では森林資源を循環させ、林業を振興させることを最も重要な課題として捉えています。森林の境界明確化事業は、適正な森林を保つための森林整備を最終目的としており、当町では搬出間伐ができそうな場所、治山事業を行う予定の箇所を先行的に行い、山を子孫に引き継ぐだけでなく、山林所有者への還元も考え、最終的に山の価値を上げることを目的に実施しているところであります。この取組を続けることにより、森林所有者が、故郷だけでなく森林に対する意識を持っていただき、多賀町の森林が適正な状態で後世に引き継がれるように取り組んでいくことが大切であると考えています。

4点目の大滝山林組合の活用はについてですが、大滝山林組合は2,400haにも及ぶ広大な保有山林を管理、整備し、今日まで犬上川水系の水源涵養や土砂流出防備など森林の持つ公益的機能を維持し、流域の安心と安全確保だけでなく、林業の振興に寄与されているところです。また、一部事務組合である特殊性により、造林の補助を一部受けられず、十分な施業を行うことができないことから、今年度より流域の市町で森林整備に対し一定の費用負担をすることとなっております。今後も山林組合をはじめ、関係市町と連携を図りながら適正な森林整備ができるように取り組むとともに、犬上川水系だけでなく、他の水系も含めて全ての森林があらゆる面において価値のあるものになるようにすることが、議員をはじめ私たちの思いであると考えておりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。再質問の前に、先日6月4日、5日の関係ですが、4日には多賀結いの森で全国林業研究グループ連絡協議会主催の全国林業後継者大会しが2022が開催され、翌5日は甲賀市で第72回全国植樹祭が、天皇皇后両陛下のリモート出席を賜り開催されました。全国から林業に関わるセレモニーで参加していただき、林業活性化となる空気をつくる、水を育む治水など、社会、安全性を守る意味からも山林のサイクルを推進した維持、管理と、新たな植林の計画性を問われる大会でもあったと思われます。当町が置かれている現状の林業状態からすると、先ほ

ど課長からもありましたように、境界明確化が遅れており、放置山林の増加、施業後継者不足、伝承の困難性など、施業集約の一元化が困難な山林、地主の視点があります。土地所有者の固定資産税を健全に納税してもらい、山林の維持、管理を伝承していくシステムが必要と思われれます。

そこで、再質問として、固定資産税の不確定者、不明者、一口で言いますと請求ができない件数、それが例えば今、10年前と現状ではどういうふうな推移をしているかというふうな質問をしますと、なかなかすぐ答えられる件数とか金額でもないかもわかりませんので、例えば課長が今、感じておられるような状況があればお聞かせ願いたいと思います。

もう1点、税務住民課長の方にお聞きしたいんですけども、子どもや孫の世代になると、どうしても納付率が下がってくるということが懸念されます。そこで、固定資産税を発送する率とか件数とか下がってしまいますと、自ずと税収もダウンしてくると思います。送った分の納税率は90何%とかいうパーセントが出るかもわかりませんが、送る件数がダウンしてしまう可能性がありますので、その点を、課長思われてる所見で構いませんので、お答え願えたらというふうに思います。

○議長（松居亘君） 岡田税務住民課長。

○税務住民課長（岡田伊久人君） 木下議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の不明者の請求できない件数ということのご質問でございますけれども、今年度、固定資産税の納付書を発送させていただいたところでございますけれども、現に所有者が不明で、納税義務者を確定して送らせていただいておりますが、今年度は20件の所有者不明ということで、納税義務者が確定しない件数がございました。これは確かにおっしゃるとおり、年々、若干ですけども増えているという状況ではございますけれども、先ほど答弁させていただいたように、登記情報、また法務局と連携して納税者の把握に努めさせていただいているところでございます。それと、当然、所有者から相続をしていただくように周知もさせていただいているところでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、2点目の納付率に発送して影響が出てくるという件でございますけれども、今申しましたように、ほとんどの固定資産税を課税する場合におきまして、先ほど20件でございますけれども、それ以外は全て納税通知書を発送させていただいて、その納税を促させていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。やはり今後ますます増加していくと思われれますので、今から10年、20年先というものを考えて、限りなく固定資産税の送付に関して不確定やとか不明者が増加しないように尽力賜りたいというふうに思います。

次に3点目になりますが、本町以外に在住している所有者等に関しまして意識調査と

いうものを実施していただかないと、非常に長期的な展望に立ったときに山林の境界明確化に至らないというふうな面があると思います。今現在、私ところの地域におきましても境界明確化を推進して調査してるんですけども、やはりこれどの家というふうには、集落の者でさえ分からないような名前の方が出てくると、非常に推進していくスピードが鈍ってきますので、その点に関しまして担当課長の方のご意見をお伺いしたいと思います。

それともう1点、兵庫県の佐用町の話が出てきましたけども、兵庫県の西部におきましても、やはり近畿地方でありながらも意外と中国地方の影響で境界明確化事業が推進されてるがゆえに、町の買取制度がスタートできたというふうな現状もあると思います。それからすると、やはり意識調査というものを実施していただくことが必要かなと思いますので、課長の再度の答弁をお願いします。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁もさせていただきましたけども、意識調査をする上で、現在、町が把握しているある程度の現状と、そしてあと県が作成しております合成公図なりの資料とかを調べながら、基にやってるわけでございますけども、今現在、はっきりした境界が分からない段階で意識調査を行うと、先ほど答弁しましたとおり大変な混乱が生じるということで、現在のところは考えてはおりません。

ということと、佐用町の話にもなりましたけども、その辺も先ほど1ha当たり30万円ですか、質問が出ておりましたけども、それもやはりはっきりとした境界が分かっている話となりますので、境界が分かる範囲、そして町財政もありますし、全体的な森林整備のことも考えながら進めていかなければなりませんので、現在のところは考えていないということになります。

以上でございます。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ご尽力ありがとうございます。ただ、何回も言うようですけども、やはり境界明確化が遅れてる、その中で、私も中部森林整備局へ行ってお聞きしてたんですけども、合成公図等の関係で、県の方は積極的に航空写真の撮影等を実施してやっていくというふうな方向性らしいので、多賀町の方もぜひともその応用をしていただくようにして、限りなく早く境界明確化を進めていただきたいというふうに思います。

続いて、4点目の大滝山林組合の件ですけども、大滝山林組合は全国でも数少ない組合が山林所有を行い、先ほども課長の方からありましたように約2,400ha超をただいま管理しておられます。その中で、多賀町が山林の買取りが難しいのであれば、大滝山林組合を利用していただいて、少しでも現状の管理不足の山林、また健全な森林を作っていくという意味においては、大滝山林組合に果たしていただく役割が大きいと思いますので、その点を町長の所見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） お答えします。

今、急にそのような大滝山林組合のことを言われても、私から軽々に答えることはできませんので、やっぱり相手があることですので、こっちが言われたように、そういう方向で進めるということはまだ今言えませんので、そこら辺は答弁は控えさせていただきます。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。先ほども言いましたように、森林は、例えば今、稲を植えて4か月後に収穫できるというものではなくて、やはり我々の孫、ひ孫がやっと切れるかなというふうな長いスパンの産業でもあります。やはりそれをどこかでストップしてしまったり停滞してしまいますと、限りなく大きな波になってしまって健全な林業の育成にはならないと思いますので、10年、20年、100年先を考えてぜひとも施策をしていただきたいというふうに思いまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

次に、2点目になります、プラスチック資源循環促進法の対応は。

家庭系プラスチックごみの削減を目指す法律が4月1日から施行されました。同法は、プラスチック製品・容器両方の分別収集とリサイクルを市町村の努力義務として、政府は収集や再生利用に伴う費用を特別交付税で、環境省は国の財政支援を活用しながら進めてほしいと呼びかけています。

廃棄物の処理は市町村固有の義務で、可燃ごみ処理は当町も構成する湖東広域衛生管理組合リバースセンターで処理されています。直接焼却ではなく固形燃料施設であるため、塩素を含まない廃プラスチック類は可燃ごみに分別し、固形燃料として次産業の燃料に有価で販売されています。

しかしながら、リバースセンターの廃プラスチック類処理は、軟質・硬質や塩素含有、リサイクル可能成分などに細分別が必要となります。

同法により廃プラスチック類を分別収集すると、固形燃料の可燃分など成分が変動し、固形燃料購入先からのクレームの原因ともなりかねません。

廃プラスチック類の分別収集を実施している彦根市では、収集後の人的分別コストと分別後の製品化が問題視されていますが、再資源化はSDGsからも必要性は高いが、焼却による経済性、焼却温度効率の比較は必要と言われています。

当町の対応について、新法の必要性はあっても、対応の必要性は低いものと思われる。それ以上に、分別の広報、資源回収を増やし資源化の推進、最終ごみの減量を推進することが必要と思われる。

そこで、彦根愛知犬上広域行政組合の新ごみ処理施設の稼働までを含め、新法の対応と方向性について、以下の見解を求めます。

1点目、分別収集の可能性は。

2 点目、湖東広域衛生管理組合管内の対応は。

3 点目、分別の広報活動は、資源回収の指導は。以上です。

○議長（松居亘君） 産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 木下議員の2番目のプラスチック資源循環促進法の対応はの1点目、分別収集の可能性は、2点目の湖東広域衛生管理組合管内の対応はの2点のご質問にお答えさせていただきます。

現在、多賀町では、容器包装プラスチック、硬質プラスチック共、燃やすごみとして回収しています。今後ますます加速化されていく脱炭素やプラスチック資源循環の動きに対応していくため、令和11年度供用開始予定の新ごみ処理施設では、プラスチックごみは分別、資源化していく方向が決定されたことから、愛荘町および犬上3町では、新ごみ処理施設の供用開始に合わせ、プラスチックごみの分別、収集と資源化に取り組んでまいります。プラスチックごみの分別、収集方法については、湖東定住自立圏推進協議会環境・ごみ処理部会において協議し、住民の皆さんに分かりやすい方法となるよう決定してまいります。

3点目の分別の広報活動、資源回収の指導につきましては、議員ご指摘のとおり、ごみは混ぜればごみ、分ければ資源と言われており、ごみの減量には徹底したごみの分別が必要です。広報、ホームページ、出前講座による啓発活動、情報提供により、ごみの減量化や資源化に引き続き取り組んでいくとともに、町民の皆さんがごみの減量化や資源化により関心を持っていただけるよう、連携しながら進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。彦根愛知犬上の新しい処理場ができるまでの間は、現状、現在の4町で共同の行動というふうな形で、今までどおりというふうに解釈させていただきます。また、この4月から始まりましたプラスチック資源循環促進法は使わないというたらおかしいんですけども、現状にしていってもらうというふうに解釈させていただきました。それによって、例えばリバースセンターでできます固形燃料の成分も変わらないわけですから、今まで固形燃料を買っておられるところからも安心感はあろうかと思います。また、小さいことかも分かりませんが、有機物等が入ってありましたら、その分の差引きで二酸化炭素の排出削減にも寄与されると思いますので、ぜひとも廃プラスチック全体の排出量を減らしていく、リサイクルできるペットボトル等に関しましては、より一層推進していただいて、プラスチック類の健全な廃棄行政を願いたいと思いますけども、ただ問題はやはり、どうしてもその分別等であります。先ほども言いましたように、難しいといいますが、分別が困難な状態の古い廃プラスチック類は可燃ごみもしくは不燃ごみにならざるを得ないと思いますが、その点もたくさんやはり不法投棄等でも出ておりますので、その点、担当課としてどのような見

識を持っておられますか、お聞きしたいと思います。

○議長（松居亘君） ただいまの質問の中で、法律について「推進法」とおっしゃったと思うんですが、「促進法」が正しいです。訂正をお願いします。

○4番（木下茂樹君） 今の発言の中で、「プラスチック資源循環推進法」というふうに言いましたけども、それは「促進法」の誤りでございます。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

プラスチックごみの分別方法につきましては、分かりやすいように今後もホームページ、チラシ等で、分別の仕方等につきましても稼働するまでは今までどおりですので、その辺も含めましてやっていきたいというふうに思っております。そして、不法投棄に関しましても、不法投棄抑制に向けての対策等を、看板等も含めてやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。非常に廃プラスチックいうてもすごく幅が広くて、また散乱している率も高い。最近は特に報道等で、日本海の深海においてもプラスチック類が散乱していて、また魚介類に与える影響も大きいというふうに言われております。当町は海には面しておりませんが、やはり川を伝って琵琶湖、大阪湾を伝って太平洋というふうに流れていく可能性も高いですので、少しでもやはり川上の方からきれいにしていく方法をとしますので、尽力願いたいと思います。

もう1点、先ほど課長の答弁の中で、出前講座等でやはり分別等を推進していくという話がありましたけども、コロナ禍の中で非常に出前講座が厳しい状況か分かりませんが、少しでもやはりごみを減らしていく、健全なプラスチック類の分別等のためには出前講座等でしていかなければなりませんので、その点、今年度、コロナが少しでも収まりましたら出前講座を再開していただきたいと思いますので、その点はいかがでしょうか。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

出前講座につきましては、各集落、団体等から依頼があれば実施している状況でありまして、令和3年度ではコロナ禍ではありましたが、1件の集落を対象にしてやらせていただきました。引き続き、先ほども言いました集落、団体等の要請があれば、出前講座の方を行ってきたいというふうに思っております。その中で、ごみ減量の必要性なり環境に配慮した取組も進めさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（松居亘君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） もう1点だけ。分別の広報活動、毎月の広報たがにも載っておるんですけども、より一層プラスチック類の分別に関しまして推進していただいて、より

一層分別、また資源化、そのようなことを推進していただきたいというふうに思います。要望といたしましてお願いいたします。

以上をもちまして、私の今議会の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松居亘君） 次に、2番、清水登久子議員の質問を許します。

2番、清水登久子議員。

〔2番議員 清水登久子君 登壇〕

○2番（清水登久子君） 2番、清水です。議長の許可を得ましたので、通告書に従い質問します。

まず、その前に、ヤングケアラーとはいうのはご存じない方もあるかと思いますが、ヤングケアラーとは家族の介護や身の回りの世話を担う18歳未満の子ども、一応そうなるんですが、18歳以上の方でもケアをされている方を含むと私は考えております。

町内のヤングケアラーの実態はについて、1点目の質問をさせていただきます。

滋賀県社会福祉協議会が3月29日に県内の全小中高を対象にヤングケアラーの実態調査結果を公表しました。

その結果、84.2%の回答があり、ケアラーがいると回答した学校は49.8%で約半数となっています。また、中学校では66.3%という高い割合になっていて、ケアをしている対象は兄弟が最も多く、父母をはじめ祖父母という回答もありました。

誰にも相談できずつらい思いをしながら毎日ケアをしている子ども、それを当たり前だと思ってケアをしている子どもなど、子どもたちの置かれている状況は様々あります。これは大きな社会問題となっています。

多賀町でもこのような問題が起こっていないかと私は心配でなりません。そこで、次の2点の質問をさせていただきます。

1点目、多賀町においてヤングケアラーの実態を把握されていますか。また、把握している場合はどのように対応されていますか。

2点目、厚生労働省が学校や自治体などが連携支援するためのマニュアルを公表されましたが、所管課は把握されているでしょうか。今後はどのように活用していこうと考えていますか。教えてください。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 清水議員からのご質問、町内のヤングケアラーの実態はについて、まず1点目、多賀町においてのヤングケアラーの実態を把握されていますか、また把握している場合はどのように対応していますかのご質問にお答えいたします。

現在、町ではヤングケアラーについては、疑いがあるケースを含め数件あるであろうという程度の把握状況でございます。ヤングケアラーという言葉の定義が関係者の中で

も共通理解が十分得られてない中で、把握についてはまだまだ課題があると認識しております。

以前、支援が必要なケースにつきましては、学校と子ども家庭応援センターおよび福祉保健課担当で検討の場を持ち、支援の方向性や役割分担を話し合い、必要に応じて湖東健康福祉事務所等関係機関と連携を図り対応をしてまいりました。

ヤングケアラーであることは本人も周囲の大人も気づきにくく、本人や家族の自覚のないまま表面化せず、必要な支援につながりにくいという課題があります。

このようなことを踏まえ、今後、支援が必要な子どもたちを早期に把握し、福祉、教育、地域など関係機関等で支援について検討し、適切な支援につなげられるよう、要保護児童対策地域協議会等との連携強化などにも努めてまいりたいと考えております。

2点目のご質問、厚生労働省が公表した学校や自治体などが連携、支援するためのマニュアルの把握についてと今後の活用についてお答えいたします。

清水議員のご質問にありましたマニュアルにつきましては、「他機関、多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」、副題として、「ケアを担う子どもを地域で支えるために」という表題のマニュアルだと思っておりますが、本マニュアルについては福祉保健課においては滋賀県健康福祉政策課より厚生労働省の事務連絡とともに、メールで情報提供がございました。このマニュアルは、関係機関が緊密に連携し、支援が必要なヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげるため作成されたものです。

今回、清水議員からのご質問を受け、まずはこのマニュアルについて子ども家庭応援センターと情報共有を図り、ヤングケアラーについての把握状況と対応、また今後の早期発見と適切な支援に向けて本マニュアルを活用し連携を図ることの確認をいたしました。また、学校教育課長および教育総務課長には、学校や保育園、こども園、幼稚園などへも本マニュアルを送付いただき、まずはマニュアルの周知を図っていただくよう依頼しました。

清水議員より今回のこのご質問を頂いたことで、町内の関係機関へのマニュアルの周知をタイムリーにさせていただくことができ、心から感謝申し上げます。また、今後、県においても、福祉、介護、教育関係者に対する研修会を開催されるようですので、関係職員が研修を受講し、それぞれのスキルアップに努め、当町の各関係機関において本マニュアルを具体的にどのように活用し連携していくべきか、これから検討を進めていく必要があると考えています。さらに、民生委員・児童委員協議会にも支援マニュアルの周知を図り、地域での把握にもご協力いただけるようご依頼していきたいと考えています。なお、民生委員・児童委員協議会では、今年度10月に定例会においてヤングケアラーのテーマで研修を計画されています。

家族の抱える課題が複雑で多様化している現状の中で、子どもの心身の健やかな育ちのために、教育現場や福祉など関係機関の連携を一層密にし、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援につながるよう、今後も努めていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。今言うていただいたことは大変ありがたいことだと思ひまして、もう答えになつてゐるのかなとは思ひますが、今、ただ把握状態が数件とおっしゃいましたが、本当に数件で良かったのかと私は思ふんです。どこどこでも半数近くゐるのに、多賀だけが数件ということはないと思ひますので、もっとある意味しっかり見極めていただきたいと思ひます。大体、このヤングケアラーに関しては、自分自体がヤングケアラーだということを知らない方がたくさんゐるんです。また思つてたとしても、誰に言つていいかが分からない、自分から相談することができない方がたくさんおられるんです。それをもう少し理解していただいて、親とか上から目線ではなく、子どもの目線に立つてどうなんだということを考えていただきたいと思ひます。今まで誰かに相談したことがあるかという質問に対して、大体72.9%とかが、上からは親から大人から見た感じでは、あの子はヤングケアラーやなと思つてても、自分がそうじゃないとか、そんなん思つてる子うか、誰にも相談しない子が72.9%もゐるんです。そういうことを考えると、いかにこれが見つけにくいものかということを感じます。自分とこの子どもでも、ある意味、ケアラーであるかもしれないんです。例えば独り親とかそんなんなつたら、「ちょっと見ててな」、「何してな」とか、そういうなんを押し付けてないかいうことを一応皆考えていただきたいと思ひます。それと、もっともっと大きな問題に今なつてまして、NHKスペシャルでもやつてたんです。それをSOSで声なき若者の叫びとかそういうなんを大きく取り上げたり、いろんなテレビでヤングケアラー、ヤングケアラーというて、それが耳について私は離れないんです。もう一生を棒に振るような、若いときのいいときの楽しいときを楽しく過ごせない、そういう子どもがゐるいうことをもうちょっと皆さんで考えていただいて、他人事ではないということと思つていただきたいと思ひます。私、質問はただこれだけなんで、この問題については皆さん考えてくれはるいうことを思ひまして、要望としてもう少ししっかりと考えて対処していただきたいと、そう思ひます。それで1つ目の質問は終わらせてもらいます。しつこう言うててもあかんので。

次に、2つ目の質問をさせていただきます。

町内店舗への消毒液の無料配布をお願いしたいという質問なんです。

新型コロナウイルス感染がまだまだ終わりの見えない中、今後もマスクの着用とか手の消毒を徹底して感染防止に努めることが大切です。

お店に来たお客さんとかそういうなんに、感染防止のために必ず消毒液で手の消毒をしていただいて、その消毒液はお店が購入してゐるんです。コロナ禍の影響を受けて減収となつていた店舗等への補助金制度がありましたが、補助金を受けられず、お店のやりくりで大変ご苦労をされている方もおられます。消毒液ぐらいと思われるかもしれませ

んが、毎日使用することから、その分の経費がかかり、利益をなかなか出せないお店にとっては少しでも出費を抑えたいと思っておられます。

こうした状況の中で、次の質問をさせていただきます。

1、コロナ禍でも町内でお店を出して頑張っておられる方々に少しでも経費を抑えていただくため、また多賀町内の感染者数を増やさないという観点からも、店舗への消毒液の無料配布はできないもののでしょうか、お尋ねします。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） ご質問にお答えをいたします。

令和2年になりまして、突然襲ってきた新型コロナウイルス感染症は既に3年目に入りまして、途中6つの感染拡大期やオミクロン株などへの変異をしながら、いまだ私たちの暮らしの中で大きな影響を与えておりました。これまでの間、マスクの着用は常態化し、手の消毒は必須となり、検温の励行や3密の回避など、私たちの生活様式も大きく変化をいたしました。

今回、清水議員のご質問にありますアルコール消毒液につきましても、感染予防の観点から必要不可欠なものであり、今やどこに出かけても体温計とセットで常備されている状況かと思われます。そのアルコール消毒液も、令和2年春に新型コロナウイルスの発生が確認されて広がりを見せつつあるときには、マスクと同様に全国的な品薄状態となりました。多賀町といたしましても、商店の皆様様の営業を継続していただくことを支援するために、商工会とともにあちこちの納入業者から数少ない消毒液を入手いたしまして、町内の事業者の皆様様に販売をさせていただいて、感謝の言葉を頂いたところでございます。

その後、国・県・町がそれぞれの立場においてコロナ対策事業を進め、令和2年度には新しい生活様式へ転換するための体温計やパーティション、空気清浄機などの設備の転換への補助制度や、店舗の休業をお願いしたことによる休業支援金、あるいは売上げが減少したことによる事業継続支援金など、切れ目なく多方面にわたり対策が打たれてきたものと考えております。

現在は、事業復活支援金として事業の立て直しや再構築に向けた支援が行われるなど、新型コロナウイルスが確認された令和2年春から比べてみますと、明らかに社会は変容し、まさにウイズコロナ時代に入ったものと考えております。今現在は屋外でのマスク着用の有無についての議論も始まっていることや、検温、消毒が日常的なこととして受け止められる世の中となり、まさにこのコロナが身の回りであることを前提に、うまくコロナと付き合っていく社会に向かっていると考えられます。

商店におけるアルコール消毒液につきましても、例えば食堂におけるおしぼりとか、我々のマスクであるとかと同様、店を継続運営していくための必需品として捉えるべきものだと考えております。アルコール消毒液は特別なものとして捉えるのではなくて、

店舗の必需品として今後、経費の一部として計上していただく時代に入ったと考えますので、ご質問の消毒液の無料配布を行う段階は既に過ぎていると認識をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。今、店舗にいうか、当たり前に付けるものだという経費の一部とおっしゃったのはよく分かりますが、補助金をもらえたという方は、最初のとき何日か休んだ方とかそういうふうな一部ですよ。全部やってももらえなかったとか、また50%減とか30%減、そういう人に関して当たったわけで、それでなくて一生懸命自分でやって、ある程度そんなに変わらずともやった人も消毒液は同じように要るんです。そういう意味だと不公平感があるんですよ、もらえた方ももらえてない方。どちらも一生懸命やって全然もうからなかったところと、一生懸命やってもうかった人、それはいろいろあるんです。ただ、みんなが不公平感をなくすために、せめて消毒液ぐらい分けてくれば、皆さんに配ってくればいいのではないかというご意見がございましたので、それを私は代弁させていただきただけなんです。ある意味、一生懸命頑張って30%、50%も減ってなくて、たかだか10%しかお客さんが減らなんだり、収益が10%しか減ってなかったら、その人は何も当たらないんですよ。一生懸命努力するのは皆一緒なんです、商売やってたらね。それを、そのところをみんなに、何も10万円くれ、20万円くれとかそういう意味ではなくて、それだけでも頂ければありがたいなという感じでおっしゃってたんで、それは私もそうだなと思いました。私だって頂いた者からして、そこまでほんまにもらっていいのだろうかという感じもありましたので、そういう一生懸命やってるのは一緒なんですよ。そこをもうちょっと分かっていただいて、せめて消毒液ぐらい分けていただければいいのではないかと。もう毎日毎日、もうすぐお客さん来はったら即に使うもんなんです。それもずっとずっとじゃなくて、おしぼりとかそういうなんはどこへ行ってもコロナが終わったから要らなくなるいうものではないですけど、この消毒液に関してはコロナがなくなったらある程度は要らなくなるのかなと、そういう気もありますので、できたらそれをしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） お答えをいたします。

答弁でも申しましたように、当然、補助金を受けられないということもあるのかもしれませんが、それは、当然、どっかの線を引かないことには補助制度というのは成り立たないので、ひと月当たり、前年度と比べて30%、50%等に該当しないという商店もあろうかと思えます。

なので、先ほど申しましたように、アルコールが要らなくなるという時代が来るかどうかというのはまだ分かりませんし、これはゴールのないこととございます。なおかつ、

私どもの方にはまだというか、そのお声があまり届けられてないんです、消毒液が必要やという。ですので、その辺のお声が確かなものとしてあって、商工会等でそれが今一番効果的な施策であるということであるならば、それは検討の余地はあるんですけども、現時点ではその時代はもう過ぎてるんじゃないかなというのが今の先ほど答弁しましたような認識でございます。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） しつこいのが私のあれなんで、その時は過ぎたとかそういう言い方は、もうアルコールも要らなくなるような、コロナももう収束をしたということなんでしょうか。時は過ぎたというのは、絶対そういうのはないと思います。それがどこまで続くか分らんとさっきおっしゃってたんですよ。見えないときに、真ん中であろうがどこであろうが、まだあるという時点で、その消毒液が大きい大きいもんなら、まだまだあるさかいとか言えますけど、そんなもんしれてますよ、量的に。店に置いてあるのは、どこに置いてあるのを見ても。その1つ、2つぐらい、毎月毎月くださいいうたら、それは失礼な、そんなことと思うかもしれません。たかが1つ、金額にしてもしれてるんですよ。それでも欲しいとおっしゃる方もおられるんです。そこをもうちょっと考えていただければ、もう時が過ぎたではないと思います。まだ真っただ中なんです。お願いします。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） ちょっと言葉が足らなかったかもしれません。アルコール消毒液を皆さんに配布するという施策を打つ段階は過ぎてるんじゃないかと。今、まさに円安であるとか、いろんな物価が上がっていく段階において消費が落ち込む可能性がありますので、今後そういうことを見定めながら、そちらの方の対策を打つとか、そういうコロナとともに生活をしながら商店をどう守っていくかという中に、アルコール消毒液の配布というのは、その施策としては過ぎてるんじゃないかという認識でございます。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） あまりしつこく言うたらまた言われますので、3回目かな、今で。時が過ぎたとかそんなんは関係ないと、ただ気持ち的に、町として商店を営んでる者にどういう気持ちでいるかということの現れを出してほしただけなんで、そんなに100万円も要らんから、どっかから上がってこんとやらんとか、そういう意味では私はないと思うんですが、そういう意味だったら考えてやってもいいなど、そういうぐらいのお答えを頂きたいと私は思いました。できたら何とか、商店もたかがしれてるんです。そういう意味であつたら考えてもいいなとか、それも1つの案だねと、そういうふうに言うてもらえることはないでしょうか。お答えを頂きたいです。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） あくまでも物を配るのが役場の仕事じゃございませんので、この商店を守るとか、そういう施策として考えていく中で、先ほどから申しますように、

1 本配ったらいいとそういう問題では、行政としての施策ではないと思いますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。もうしつこく言うても駄目だということだと思いますので、ただそういう意味で、小さいことなんですけど、ある意味頑張ってるねという、そういう意味でのことで頂ければいいかなと思ったものでお話しさせていただいたんで、できたらもう一度頭の中へだけでも入れていただいて、多賀町はいいところだなということを感じるようなやり方をやっていただきたいと思います。商店がもらったところともらってないところとか、そういうなんは努力のこともありますし運のこともありますし、私らみたいになってないところでも頂けたらいい、そういうありがたいところもありますので、そういうもらった者から見ても、やっぱり悪いかなと思いますので、考えていただければありがたいと思います。ただこれだけのことだけなので、よろしく願います。もうこれ以上言いませんので、これで終わります。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で10時45分といたします。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、大橋富造議員の質問を許します。

11番、大橋富造議員。

〔11番議員 大橋富造君 登壇〕

○11番（大橋富造君） 議席番号11番、大橋でございます。ただいま議長の許可を頂きましたので、私は6月定例会におきまして4項目にわたりまして質問させていただきたいと思います。

まずはじめに、多賀町の行政始まって以来の不祥事が発生し、組織するマネジメントする各所管の町長はじめ、副町長、担当課長等のマネジメントが十分できていなかったんじゃないかなというふうに思っております。そういった関係の分から、今回質問をさせていただきます。

まず最初は、多賀町の官製談合のその後について質問をさせていただきます。

多賀町発注の橋補修工事の指名競争入札を巡る官製談合事件に伴い、第三者による検証会議の内容については、3月29日に事件の検証と再発防止策を取りまとめた意見書が久保町長に提出され、各議員にも同様の資料のコピーが配布されました。

内容的には入札制度の改善や監視体制の強化などの要望がされておりますが、その後の内容等再発防止策を取りまとめ、第三者機関を設置するなどの方針が示されており、全体の組織として意思決定されたものか不透明なまま現在に至っております。私がお

の質問をする段階におきましては十分な報告書を頂いておりませんでしたので、このような質問形態になったんですけれども、その後、改めて5月31日にこの定例議会が始まる前に記者発表されて報告が出ております。しかし、その内容につきましては、十分理解できてない部分もありましたので、改めて質問とさせていただきます。

内容としては、入札制度の改善や監視体制の強化など要望がされておりますけれども、その後の内容等の再発防止策を取りまとめた内容、そして第三者機関を設置するなどの方針が示されておりますが、全体の組織としての意思決定されたものか、その辺の状況については答弁をお願いしたいと思います。

町長は、改めて5月31日の記者発表の中におきましても、綱紀肅正、法令遵守の基本に立ち返ると言われておりました。組織としてどのような処置をされていたのか、以下の6点について問います。

1つは、公共工事に関わる不正行為の再発防止策はどのような内容なのかを報告してください。

2つ目には、報道機関が判決の取材によって常態化していたと報道されておりますが、真実の実態はどうか。

3つ目に、第三者機関の設置はされたのかどうか。

4つ目、上司に報告すべきことができていなかった実態に対して、第三者による検証会議では問題視されているが、匿名で役場外部に相談できる公益通報窓口の設置の提案についてどのような結論になったのか。

そして5つ目に、入札制度の改善と監視強化策について対応は既に実行されておると思いますが、改めてこの辺の報告をお願いします。

最後に、県内の他市町におきましても同様の事件が発生しております。事例を踏まえて組織として洗い出す上で参考にされたことは何なのか。この辺がもし分かれば報告をしていただきたいと思います。

以上、6点について、今回の多賀町の官製談合についてのその後についての経緯を報告願いたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（松居亘君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 質問にお答えします。

まずはじめに、本町職員が官製談合防止法違反等の容疑により、逮捕、起訴され、有罪判決を受けるという事態が生じたことは、法を遵守すべき立場にある公務員としてあるまじきことで、まことに遺憾であり、町民の皆様の町政に対する信頼を損なう結果となったことにつきましては、改めておわびを申し上げます。

議員のご質問にはございましたが、3月29日、滋賀大学の横山教授を会長とする6名の委員で構成をされました多賀町官製談合事件等検証会議から、再発防止策に係る意見書を提出いただき、議員の皆様にもお示しさせていただいたところであります。その

後、副町長を委員長とする町職員の管理職による再発防止対策検討委員会を立ち上げ、意見書を基に再発防止策の検討を進めてまいりました。既に5月30日、公共工事に係る不正行為の再発防止策、報告書として防止策を取りまとめ公表させていただいたところであります。

そこで1つ目の質問であります。再発防止策の基本的な方針といたしまして、一般競争入札の導入、入札監視委員会の設置、外部、内部公益通報対応の整備、公務員倫理、コンプライアンスの推進が主なものとなっております。

2つ目の常態化していたという報道につきましては、第三者委員会である多賀町官製談合事件等検証会議におきまして、その事実は報告をされておられません。

3つ目の第三者機関については、先ほど来申しておりますとおり設置をしております。

4つ目の公益相談窓口、これは不正等の疑いを持った方が匿名で通報できる窓口のことだと思っておりますが、これにつきましては令和5年4月から設置を予定しており、それまでの間は役場内に設置することとします。

5つ目の入札制度の改善につきましては、昨年11月より始めました電子入札とも合わせて、条件付一般基礎入札を基本とすることで改善を図っております。監視体制につきましても、本年度より入札監視委員会を設置し、令和4年度執行分から入札手続および契約手続の内容について確認を頂くこととしております。

6つ目の他市町を参考にした点であります。当町の事件以降も県内のほかの自治体でも同様の事件が発生しております。公務員と利害関係者との在り方については、注意しすぎるといふことはございません。今回の再発防止策の策定に当たっては、この問題を個人の問題にすることではなく、組織の問題として捉えることがスタートであることを検証会議からも求められており、ほかの市町の報告書からも参考とさせていただいたところでもあります。どこの部署においても、誰の下であろうとも、このような事件は起こり得ることであるとの認識の下、防止策を検討してまいったところでもあります。

今回取りまとめました再発防止策を、職員一人一人が自分のこととして真摯に取り組み、高い倫理観、使命感を持って公正に誠実に職務を遂行してまいります。二度と同様の事案が発生しないよう襟を正し町政に邁進してまいることをお誓い申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） 町長、ありがとうございます。最後の方で、組織を通じて、基本的にはそういうことが二度と起こらんような組織体制を構築していきたいというふうなお話でした。そういった中で、2、3、質問をさせていただきたいと思っております。

1つは、システムの問題としまして、職員のコンプライアンスの意識、そしてシステム的な部分につきましては、何が欠如しとったんかなというふうに思うんですけれども、この辺はどうか。行政の方からその辺のコメントを頂きたいなというふうに思います。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） お答えをいたします。

指摘も受けておりましたが、研修がまずあまりできてなかったというのは事実でございまして、それについては今後改正をしてきたいということと、それが悪かった点であるのと、あと入札の方法そのものを、やっぱり指名競争入札という方法を営々と続けてきたということに1つ大きな課題があったのではないかというようなことを認識しているところです。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） 2つ目に、一応実施計画の中で、本来ですと令和4年度の下半期までには確実な形にしておかないといかんと思うんですけども、このスケジュール表を見てますと、令和5年度まで要綱策定の部分とかいうのがラインで引っ張っておるんですけども、これだけかかるもんかどうかわかんないんですけども、言いたいののは、小規模の工事における指名業者選定基準の明確化という部分について、要綱が多分もう作られておると思うんですけども、この辺、計画のスケジュールを見ますと令和4年からダーツと令和5年度ずっと1本の線が引っ張っております。これはどっかでけりを付けないと、ずるずるといような形になると思うんですけども、この辺のスケジュールの見方を教えてください。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 再質問にお答えさせていただきます。

今の小規模修繕工事等の契約事業者登録制度の件だと存じ上げますけども、こちらの方につきまして、ちょっと表の図示の方がしっくりとできておらなかったかと思うんですけども、この5月1日をもって要綱の方を制定させていただいております。今、お配りさせていただいている広報の中で、希望される登録者の募集をご案内させていただき、随時対応の方、登録事業者の方の審査と今後そちらの事業者を選定させていただくような流れにはさせていただいております。この図示させていただいている矢印の方、こちらとしてはもう運用を開始するというご判断をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） ありがとうございます。もう1件お聞きしたいのは、監視体制の強化の部分につきまして、1つは公共通報対応体制の整備というタイトルにおきまして、役場に公益通報窓口を設置するということにつきましては、要綱策定が6月に一応終わるというような状況になってます。これはもう既に終わったんかどうか、出来上がってんのかどうか、その辺を1件聞きたいのと、もう1つは先ほど町長の方からも話がありましたけれども、外部に公益通報窓口を設置するという部分につきましては、検討が4年度末までの部分がラインで引っ張っておるんですけども、あまりにも遅過ぎて少しその辺が問題が起こるんじゃないかなと、問題が起こるといようなか、やるべきことは早くアクション取って対応していかないかと。もちろん、外部の公益通報窓口とい

う部分につきましては慎重に考えていかなければならない項目ですけれども、この辺、検討はいつまでに終える予定にしているのか。このスケジュールどおり令和4年度中というふうにおいて済まされるもんかどうかを確認したいと思います。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） お答えをいたします。

公益通報窓口の要綱につきましては既にもう設置をしておりますが、十分まだ公表できてる段階ではございませんので、ホームページ等を通じてご案内をさせていただきたいと思います。

今、2つ目の外部公益通報窓口でございますけれども、不正等を連絡していただく、連絡した人、通報した人の匿名性を確保するというところで外部通報は有効ではあるとは思っておりますが、その設けることによって、当然いろんな情報が入ってこようかと思っております。その辺がどのような情報が入ってくるのか等をもう少し勉強していきながら、来年度から今現在は設置をしたいという意向でございます。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） ありがとうございます。そういうコメントの中におきまして、私の気持ちとしては、やはりこういう大きな不祥事の問題でしたので、早くアクション取って、早く1つの形を作っても、そしてそれに基づいてずっとチェックすると、それでまだ問題が上がれば、また改めて訂正したり修正したりしながら、もう早く構築した姿を見せていきたいなど。当然、町民の皆さんにはホームページでこういったものを全て網羅されたものが公開されるのかどうか、その辺だけお聞きしたいと思います。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 再質問の方にお答えさせていただきます。

当然、ことがことでございますので、ホームページに随時公開の方をさせていただいております。またご一読いただければありがたいところでございます。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） どうか、そういったもんを、まだいくつか具体的な対策の内容についてご質問したい部分はあるんですけれども、私、今日は4項目質問せないかんのので、後ろがつかえてしまいますので、このことにつきましては組織を上げてきちんと肝に銘じて対応していただくように今後ともよろしく願いして、1つ目の項目は終わらせていただきたいと思います。

2つ目に入らせていただきます。

2つ目に、出生数減少の対策についてお聞きしたいというふうに思います。

生まれる子どもの減少が止まらない。少子化や人口減は今や47都道府県全体の課題でもあります。そういった中、少子化や人口減は社会や経済の活力を奪い、現役世代が支える社会保障制度の維持も危うくしているものと思います。社会の支え手を増やすための効果的な対策が必要かと思っております。

厚生労働省の人口動態統計によりますと、2021年に生まれた子どもは84万2,897人と前年に比べて3万人ほど少なく、6年連続で過去最少を更新しております。少子化傾向が続き、親となる世代の若者が減ってきていることに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響も深刻であります。出生数はコロナウイルスの感染が拡大した2020年春頃から妊娠が減り、出産を控えた人が少なからずいたのではないかとされており、将来の出生数を左右する婚姻件数からも、51万4,200組から2万組余り減少し、戦後最少となっております。これは、厚生労働省の人口動態統計資料から一応抜粋しております。

今日まで、ご存じのとおり、国は保育所の整備、育児休業制度の拡充、長時間労働の是正、また不妊治療も保険適用など様々な対策が打たれてきておりますが、このような対策は既に結婚された方を中心に対象としてやられております。

そこで少し角度を変えまして、今までは子育て支援を主とした施策は、どの自治体ともいろいろなアイデアを打ち出し、独自の子育て支援が実施されてきております。昨日も山口議員の方からも子育て支援に関する質問があったと思いますけれども、私は今回はそれは別に置きまして、結婚・出産をしたいと考えている人への支援が手薄なままで、対策に本腰をあげていく必要があるというふうに思いまして、質問を書きました。

ほかにも経済的な理由も大きく、非正規雇用が増加し、雇用が安定しない若者も増え、正社員も賃金が上がっていない。そのような中で、更にコロナ禍の影響を受けて、休業や解雇などで収入が減った人も多いというふうに言われております。

2023年には、こども家庭庁が発足します。少子化に歯止めをかけるのは非常に難しい課題ではありますが、若者たちが安心して結婚・出産できる、効果的に確実に対策を幾重にも打ち出して実行していくための体制づくりをどのように考えておられるのか、次の3つについて町長にお伺いします。

1つは、多賀町の司令塔として出生数を増やすにはさらなる効果的な対策が必要と考えるが、この辺りどうなのか見解をお願いしたいと思います。

2つ目、出生数の動向は、2020年から2021年3月までの多賀町の母子手帳の発行件数、この辺り、もしも統計的な数字が分かればお知らせ願いたいと思います。

3つ目に、令和4年度の個々の歳出を含めた児童福祉の中の子育て支援策はという質問を、まず最初にお伺いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松居亘君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 大橋議員の2つ目の出生数減少の対策についてお答えします。

議員ご指摘のように、少子化問題は深刻な社会問題であり、国の在り方の根幹とも言える大きな課題であると思っております。そのためにも、まずは国が先頭に立って取組を進めていただかなければならないと考えております。その中で、地方自治体としてどのような施策を展開していくのか、どのような方向性を取るのか、重要なかじ取りを私

が町民の皆さんから負託を受けているものと強く認識をしております。

ご質問の私の思いであります、私の考え方ではありますが、常々、少子化の社会的背景の1つには子育て環境の満足度があると考えております。仕事と子育てが両立できる環境整備の遅れ、高学歴社会での養育費の増大など、子育てに対するマイナスイメージを少なくとも軽減していかなければ、多くの子どもたちを授かろうとする機運は盛り上がりがないと考えております。

本町では今、まさに（仮称）久徳認定こども園の整備に着手し、放課後児童クラブ第2施設もこの4月に竣工し、仕事と子育てをできる環境整備を着々と進めております。また、多賀町の最大の魅力であります清流と緑あふれる自然を生かした公園整備にも着手しております。多賀町で子どもを産み子どもを育てたいと思っただけの環境を整えることにより、多くの方々が多賀町に興味を持っただけと考えております。多賀町の豊かな自然、穏やかな風土、その中で生活することの心の豊かさや安心感を多くの方々に理解していただくような取組を、町行政の司令塔として引き続き進めてまいりたいと思っております。

2点目の出生数の動向につきましては、町全体の人口は微減しておりますが、出生数は年によって増減はあるものの、ここ10年間はほぼ同推移で、年平均54人の出生であります。平成24年生まれの方から令和3年生まれの方まで、この10年間転入された方を含みますと年平均70人となります。令和2年度の母子手帳の発行件数、これは43件であります。令和2年度、3年度、この2年間の出生数につきましては、コロナ禍の影響で大きく減少するであろうと、また今、宅地造成も落ち着いており、そのことから考えると、そう多く出生数は見込めないものと想定をしておりましたが、令和2年度は54人、令和3年度は56人と、10年の平均に近い出生数となっております。

3点目の令和4年度の子育て支援策についてであります。令和4年度の児童福祉費の総額は約16億4,000万円、前年比7億8,000万円の増額となっております。これは新たに整備するこども園の事業予算を計上したものであるものであります。子育て支援施設の運営経費としては、多賀ささゆり保育園で3億7,500万円、大滝たきのみやこども園で1億5,000万円、放課後児童クラブで4,000万円、子育て支援センターで1,800万円、それぞれ計上しております。ほかにも保護者への直接的な支援助成として、第3子以降における出産奨励金で120万円、満2歳までのおむつ、紙おむつの育児用品購入助成で210万円、小中学校入学時の通学バッグの助成支援で110万円を計上し、子育て世代の経済的負担の支援をさせていただいております。以上のように、多賀町独自の取組も含めて手厚い支援をさせていただいているのではないかと考えています。

1点目のご質問で、効果的な対策についての質問をしていただいております。この課題については、すぐに短期間で結果が出るものではないと思っております。将来を担う子どもたちのために、今の私たちができることを地道に着実にやり続ける、そして今、

これまでやり続けてきたからこそ、まだまだ足りませんが、成果が出てきているものと感じております。このことが、地道に着実に進めていく、そのことが最も重要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） ありがとうございます。少しばかり質問させていただきます。

まず町長の方は十分理解されてると思うんですけども、多賀町の人口ビジョンというのがパンフレットで各戸に配布されていますね、こういうやつ。これで見ますと、昨日も山口議員からも報告があったと思いますけれども、結果的にやはり何もしなければ本当に多賀町は2060年の段階では3,730人と、もう非常に過酷なような対応になってしまうと。今でも結果として、これを対応するためにいろいろな施策をされてる結果、何とか7,500人ぐらいをめどに継続して対応されてきていると。これが対応すればするほど、その人口ビジョンとしては減少化が和らいでくるのは事実だと思います。

そういった中でいくつか質問させていただきたいのは、まず多分、町長の方から資料を頂いたと思うんですけども、日本経済新聞のこういう新聞ありますね。これ、皆さん、議員の方も持っておられると思うんですけども、ここには非常にいいことがたくさん書いてあります。これが今、久保町長の施策の中のメインではないかなと思ってます。1つは、人口減が続く多賀町でも、若者を対象に12年から始めた独自の定住支援策が未婚率低下につながってきていると、こういうような部分が1つあります。これはメリットの部分です。それについては、町内で住宅の新築や中古住宅での購入、多世代同居のための住宅の増築等を後押ししている。こういうようなことで、多賀町の支援策の対象は、18歳以上40歳未満の方々に対しまして、新しく住宅を建てられた方に対して固定資産税の相当料を3年間助成するという大きな対応がされていただいております。そしてもう1つは、町外からの転入者が多いということは、それだけ多賀町の子育てに対する助成の対象が、新規で57世帯、そして2年目、3年目を含む総数145世帯という大きな世帯数が増えてきております。これが2020年では、2年前になりますけれども、過去最多の世帯総数になってきているということで、現実的に今、6月1日現在で2,915世帯というような数字が、世帯数がだんだん増えてきたと、これ非常にありがたい話です。

そういった中で抱えておりましたのは、多賀町は共働きをする家族、もしくは家庭が、若者世代の子育てを支援するために、多賀町は老朽化した多賀町立幼稚園、これを来年の4月の段階ぐらいまでにゼロ歳児から預かれる認定こども園に転換しようという計画で今現在進められておりますし、今現状は造成が進められていると。これが大きく若者に魅力を持たせる1つの大きな対策で、人口減を食い止める1つの施策ではないかなというふうに思っています。これは非常にありがたい話で、1年でも2年でも人口減を食い止める施策をこれからもやっていただきたいなというふうに思っています。

そういった中で、1つ今、私の資料で見ますと、グリーンヒルの自治会の方ですけれども、ここは今現在、子どもの数が168人おられます、18歳未満の方が。そして、神田の自治会の方では子ども数が18歳未満で120人おられます。合計290人近く、18歳未満の子どもがおられるということで、ここ当面は若者世帯がどんどんとそういう形で新興住宅の団地に住みやすさを求めて入ってこられます。それに輪をかけて、更に今現在、久徳地先でフリースタイルという会社が31区画、月之木地先でホクト開発が33区画、多賀地先で小路の銘木のところで20区画と、こういうような状況で、ここ新しく造成を含めた開発が多賀町の場合どんどんとされておりまして。ある業者に聞きますと、「多賀町は造成さえすれば、必ず人は住んでいただける」と、こういうようなありがたい話を聞きました。なかなかよそでは造成しても、住むに当たっては、1年、2年、3年、場合によってはもう空き地のままずっとほったらかしというようなところもあるそうですけれども、多賀町は2、3年の間に全部埋まってしまうと。それだけ裏を返せば若者が多賀町に住みやすい環境を求めてきておるんやなというふうに僕自身は認識しておりますし、行政の方もそういう認識の下で多分されておるんじゃないかなと思います。

そういった中で、一番問題は、この段階はこれでいいんですよ。しかし、その次のビジョンを考えた場合は、もう手だてがないというのでは、やはり減衰傾向になってしまうと。どうか、町長の方で市街化区域の農地がないというのが現在の多賀町の状況です。これは町長1人の力で負えるものではありませんけれども、やはり見込みはないというんじゃないし、市街化区域の農地を有効利用できるような方策を、ここ2、3年の間で検討していただいて、そしてやはり若者が住めるようなことがしてほしいなと思います。特に私の今、地盤であります大岡地区なんかは、本当に若者がそこで家を建てようと思っても、それに引っかかって家が建てられないと、こういうような大きな問題もあるし、それはよその地区でも同じだと思いますので、その辺を含めた対応策をしていただけないかなと思います。この辺の見解だけお聞きしておきたいと思います。

○議長（松居亘君）

久保町長。

○町長（久保久良君） お答えします。

大橋議員が言われるように、グリーンヒルは小学校に通っているお子さんだけでも百何十人おられると思いますし、やはりちょうど福祉会館のところで子どもたちが登校時待っておられる姿、これがひょっとしたらもう10年後にはと考えると、私、ぞっとするような、これからどうなるんやろうという思いを私自身も持っております。今後、あるいくつかの言われたように宅地造成も進みますし、あと5、6年はそんなに児童数も減るようなことはないかなと思いますけど、これから開発するような宅地も限られてきますし、これから10年、令和15年ぐらいにかけて、これから10年後、しっかりと多賀町としての人口対策を作らないかと思っております。これを放つといたら、本当

に、よそと言うたらあきませんが、やはり多賀町として活気のある若い世代が多賀町で育ってもらうような取組をしていけないかなど。

その対策として、やっぱり宅地がなかったらどうするか。もう1つは、空き家、空き地をいかに民間業者に住んでもらえるような方向で開発、利用をしてもらえるように、町としても促進することと、そしてやはり今、山間地域は、平坦地域はこのように増えてますけど、やはり山間地域がかなり人口減少してますので、もう1つは山間地域の減少を食い止める、そして山間地域でもやっぱり最近はややかなどより自然の環境を求めて若い世代も来ていただけるようになってますので、やはり多賀の平坦地以外の山間地域、豊かな自然、そして穏やかな風土、多賀町全体がそうですけど、やはりそういうところにも目を向けてもらう、そういうこともしっかりと今から認識して、昨日も神細工議員、そして富永議員も熱く質問していただきましたが、やはりそのような取組を多賀町全体でしっかりと今から考えて、そしてどんなことが実践できるかということも考えていく必要があるかなど。今までは良かったですけど、これからがやはり大変厳しい。そして、厳しいけどやっぱり町として行政の職員としてやりがいのある、これから私たちより次の世代の人にちゃんと申し送って、みんなに申し送って、そして次の世代の人も含めて頑張ってもらいましょう。ちょっと責任回避したようなことでありますが、私もしっかりと頑張りたいと思います。

○議長（松居亘君） 大橋富造議員。

○11番（大橋富造君） ありがとうございます。もう少し突っ込んでお話ししたいんですけども、時間がないので、地域整備課長、大変申し訳ないですけども、質問事項の対策についての話をさせていただきますので、前段の部分はちょっと削除させていただきます。

まず2つ目終わりました3つ目の質問事項として、雪害に伴う事故防止策について担当の地域整備課長の考えをお伺いしたいというふうに思います。

除雪オペレーターは熟知した道路でも除雪時には水路や田畑などいろいろな境界線を確認しながら除雪されておりますけれども、一步間違えますと田畑に突っ込むとか、ひっくり返るような状況になるような箇所もあると思います。そこで、1つ目の目印のポールを期間限定で立てることについての措置はできないのかどうかということをお伺いしていきたいと思います。特に、令和4年末から主要路線では事故防止・安全対策を踏まえて設置を多賀町全域の中でどういうふうに考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

2つ目には、そのためのポールを購入していかないけませんので、この辺の予算化する部分については補正で早く処置していかないといかんと思いますので、そういう考えは持っておられるかどうかを聞きます。

3つ目には、公道とか歩道について、今年の冬の損傷箇所がたくさんありました。そういう類いについて、どの程度の補修費用を費やしたのか。この辺の状況を聞きたい

というふうに思います。それは今年に限ったことではありませんけれども、やはり重機の問題、そして自然の部分の立木の問題、もしくはブロックの問題、いろいろあると思うんですけども、この辺の見解を聞きたいと思います。

4つ目には、多賀町の特に絵馬通りなんかは、今年のような雪が降りますと、除雪の雪を、残雪を捨てる場所がないと。多賀町の絵馬通りだけじゃないんですけども、よそも一緒ですけども、この辺の処分する場所をやはり決めてやらないと、消防車がもしも入ってきたとか救急車が入ってこようと思ったときに、やはりその雪で入れないというような状況があるんじゃないかなというふうに思ってます。私も今年の1月の中旬ぐらいに大君ヶ畑の方へ行きましたら、もう軒先が入るどころかもういっぱい雪で、車どころじゃなかったかと、そういうような状態の箇所もありましたので、そういったときにどうするんやということを心配しながら帰ってきたんですけども、やはり雪を捨てる場所と、そしてその対応をどうするかというのを、1度検討をお願いしたい。

5つ目には、観光協会の方から本当は申し出て、土木事務所の方に言うて、下り線の多賀のサービスエリアから国道307号を通過するの歩道について、除雪がなかなかできないという問題が出てきています。特に参拝者については、ここができないために多賀大社には参れないという方もおられました。この辺の問題は長年の課題ですけども、除雪をどうするんかと。国道307号のサービスエリアから多賀のここの絵馬通りの入口ぐらいまで歩道に対する除雪をどうするかというのを真剣に考えてやらないと、観光客に対してのあれが失礼かなと思います。今年はもう雪が多かったために、非常に長く長時間歩道として使うことができませんでした。この辺はどういうふうに地域整備課長の方は県の土木事務所の方に対して処置を促されておるのか、この辺の形をお聞きしたいというふうに思います。

以上5点、検討の結果について、お話をお願いします。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 大橋議員の雪害に伴う事故防止策についてにお答えいたします。

1つ目と2つ目のご質問の除雪作業時の安全対策として路肩等へのポールを設置検討と設置する場合の予算確保についてでございますが、昨シーズンは記録的な豪雪に見舞われまして、除雪作業時に路肩が認識できずに脱輪する事故が起きております。次期シーズンまでには必要な対策の検証を行う予定であり、規模が大きくなる場合は予算の補正をお願いしたいと考えておりますが、現状では極力経費を抑えて対応させていただきたいと思っております。

3つ目のご質問の令和3年度の除雪作業による補修費用についてでございますが、除雪期間中に各集落等からお知らせいただいた補修箇所について、去る3月定例会で予算の補正と事業の繰越しをご承認いただき、現在も施工しております。補修箇所につきま

しては、それ以降も各区集落からご連絡いただいております。現時点での契約および完了箇所の請負額を集計いたしましたところ、約236万円となっております。

4つ目のご質問につきましては、3月定例会の神細工議員や富永議員のご質問でも同様の問題提起がなされ答弁させていただいているところですが、改めてお答えをさせていただきたいと思っております。年末年始の大雪により、県道、町道の通行に支障が出たことはもちろんのこと、カーポートや家屋の屋根、農業施設である小屋やパイプハウスの損壊など、多方面にわたって住民生活に大きな影響を与え、今も復旧に至っていない現状でございます。4月末に開催いたしました春の区長会の際にも、豪雪に対するご意見やご質問を受けたところですが、現在、地域整備課では、集落による道路の除雪体制の拡充に向けて問合せいただきました集落への事業説明と意見集約に取り組んでいるところでございます。また、業者委託につきましては、工業団地内の企業との連携や除雪作業にご協力願える業者の確保に加え、今回のような豪雪の際には排雪作業も実施していただけるような委託契約を結びたいと考えております。しかしながら、個々の能力にも差があることから、現状ではお答えできる段階にはございません。その他、消雪口のトラブルにより歩行者に支障を来した点や、高齢者宅などの生活エリアの除雪問題等、全ての対策を行政だけで行うには限界があると思われまますので、多賀町内のあらゆる方面より能力を結集していただける仕組みづくりを模索してまいりたいと考えております。

5つ目のご質問の多賀サービスエリアから多賀大社への観光客に対する国道307号の歩道除雪の対応についてでございますが、この区間に限らず、湖東土木事務所では管理道路の歩道除雪は基本的に実施されておられない状況です。そのため、通学路に当たる歩道の除雪につきましては町道に限らず県、国道の区間も含めて町からの委託業者が実施している状況です。観光客のための歩道除雪についても同様の対応になるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） 気になる点が2つほどありましたので、これは修正していかないかと思っております。

1つ、いろんな面で事故防止の側面から、人命を預かっていただける地域整備課の担当職員について、やはり安全対策をきちんと取ってやらないとあかんというふうに私は思います。その中で、今、課長が経費を抑えるといった側面から、やれるところはやりますけれども、できるだけ経費を抑えたいということでしたけれども、やはりここは人命を第一に、安全対策としてやるべきことはきちんと施策としてやっていただきたいと思っておりますので、そのことをもう一度見解としてお聞きしたい。

2つ目には、散水ノズルの水量ですけども、観光客の方が、「ビューと飛んでるようなところが目立って歩行もできひん」というような苦情もあったそうです。これ、私が自分の目で見ませんので偉そうなことは言えませんが、そういう特殊な分の設

備ですから、当然起こっても仕方がない部分かと思えますけども、できる限りやはり根詰めて、散水ノズルの水量の調整とそういう飛散の部分については、やはりパトロールするなり何かしながら見ていただくということについては処置をお願いしたいなというふうに思います。

それと最後に、初詣のお客様に対しましては、ベースはそれは通学路の除雪が優先ですけども、それ終わった後、2日目、3日目、4日目となったときでも何ら処置がされてないということも気になってるわけです。当然、通学路を除雪した後に、次の手段としてどうするかいうことをやっぱり十分議論して対応していただかないと、いつまで経ってもこの問題は取り残されますので、この3つについてももう一度見解をお願いします。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

まず安全対策でございますが、議員おっしゃるように安全対策については手を抜いてはいけないというのは認識はしております。あくまで、高価なものを使わずに効果が発揮できるようにしたいという意味の経費を抑えたいという意味でございまして、できるだけ安全対策については丁寧にやらせていただきたいと思っております。

また、散水ノズルにつきましては、以前、議会の方でもご説明させていただきましたが、消雪口のノズルの根本の部分が非常に空洞化をしておった原因があって、何か所かノズルが破損していたケースがありまして、噴水のように水が吹き上がっていた箇所が何か所か発見されております。その後、春の補修工事で、その空洞部分の充填剤の補充をさせていただいておりますので、今現在、工事の方は全て終わっておりますので、次期につきましては、そのようなことがないように調整もさせていただきたいと思っております。

また、歩道の除雪の件でございますが、国道307号の今、議員がおっしゃっていただいている区間につきましては、除雪を土木事務所の方に打診をしてお願いできるようでしたら、こちらの方からもお願いをしていきたいと思っております。ただ、区間的に現状を見させていただきますと、ドーザーと呼ばれる我々が歩道を除雪している小型の除雪ドーザーですが、それが入れる幅がない箇所が結構ありまして、多分、機械除雪をするにしても手押しタイプの機械ぐらいの幅じゃないと無理かなという状況が見受けられます。途中で引き返すわけにもいかないの、行けるところまでというのなかなか難しいかなと思っておりますので、その辺も含めまして、土木事務所とはお話をさせていただきまして、何とか方法を検討していただくようお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） ありがとうございます。あと残り2分30秒ぐらいですので、最後の質問に入らせていただきます。

4つ目は、体育座りについて質問します。

最近の報道では、体育座りについての腰痛問題などが持ち上がってきました。

1965年当時の文部省の資料では、集団行動指導の手引き（腰を下ろして休む姿勢）というふうに紹介記事がなっていました。学校生活を円滑に送るための参考資料として今も継承はされてきておりますけれども、スポーツ省によりますと、学習指導要領では指導が義務付けとなってることも書かれている中で、某県ではアンケートから、「体育座りはお尻が痛くて話に集中することができなかった」とか、「スカートなので床に座ることが嫌だった」などの記載が57%と高い関心を示されておりました。

学校で子どもたちに無理を強いている場面も多く、体育座りもその1つの見直しを進めてほしいとも言われておりました。

このような現状を踏まえて、今後いろいろな角度から検討が必要かと思っておりますけれども、現段階での見解を教育長にお聞きしたいと思っております。

対策方法、予算化等につきましては今後早急に、体育座りについては全国的な日本特有の座り方で、あぐらをかく方法とか、もしくは施設面でパイプ椅子座りというようなものが、骨盤の後傾、ならびに腰が曲がりやすい、胸椎が曲がりやすいなど、医学的には中学生頃から体に悪影響が出始めるとも言われております。こういった点に注視しながら、今後の対応についての問題点として投げかけさせていただきます。これに関しましては、今現時点では教育長の見解としてお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松居亘君） 山中教育長。

〔教育長 山中健一君 登壇〕

○教育長（山中健一君） 大橋富造議員の体育座りについてのご質問にお答えいたします。

まず、体育座りについてでございますが、一般に尻を床や地面に下ろして両足をそろえた状態で膝を折って両手で抱え込む座り方でありまして、議員ご指摘のとおり、文部省の発行いたしました集団行動指導の手引きによりまして、学校現場で集団行動する際の腰を下ろして休む姿勢として示され、現在も学校等で取り入れられているところでございます。この座り方の利点としましては、少ない面積にたくさんの人が座れることなどが挙げられ、児童生徒数が多かった時代に狭い体育館等に全校が集まる際に効率的であったのではないかと考えておるところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のように、体育座りが子どもたちの健康に良くないという声が出ているところでございます。ここでの健康に良くないとは、長時間体育館の床に座ることで児童生徒が苦痛を感じたり、腰や背中に負担がかかったりしているということでありまして、これらは体育の学習時間等に短時間、体育座りをしたときのことではなく、体育館やグラウンドでの集会等での活動のことではないかとも考えられます。

体育館等で床に座る際には「腰を下ろしましょう」と声をかけて行っておりますけれども、この姿勢を保持できないからといって厳しく指導をしているわけではございません。

今後、体育座りを一切しないというのではなく、その活動の目的に応じて長時間の着座の際に児童生徒が苦痛を感じることがないように、椅子の利用や立膝、あぐら等、座り方を考えていく必要があるのではないかと考えております。体育座りに限らず、どのような座り方をしても、長時間同じ姿勢で過ごすことは腰等に負担がかかることが考えられますので、座り方について校園長会でもこのことを取り上げて考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） 教育長、ありがとうございました。私、この6月の定例会で4件質問させていただきまして、少し十分なところはなかったかもわかりませんが、一応これで終わらせていただきます。執行者の皆さん、大変ありがとうございました。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

議場の時計で午後1時まで休憩させていただきます。

（午前11時49分 休憩）

（午後 0時54分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、川添武史議員の質問を許します。

9番、川添武史議員。

〔9番議員 川添武史君 登壇〕

○9番（川添武史君） 川添でございます。6月の定例議会で、私は1問だけ集中してやりたいと思っております。

通学路の安全対策についてです。

新学期が始まりまして、もうはや2か月を過ぎようとしています。この時期になりますと、3年前に発生しました大津市での園児の死亡事故、また平成24年4月、京都府亀岡市で発生した無免許の18歳の少年が運転する乗用車が、登校中の児童の列に突っ込み多くの死傷者が出たという、大変痛ましい事故がありました。

これらの事故を契機に、全国的に通学路の安全点検がなされ、多賀町でも平成26年10月、通学路安全推進会議が発足し、定期的に小中学校の通学路の点検がなされたと思っております。

昨年の9月定例会でも、近藤議員より月之木地先の安全対策について取り上げられました。危険な箇所が存在しているため、早急に対策を検討し、できることから実施していきたいと答弁がありました。

今、私が一番危惧している通学路は、多賀福祉会館裏の都計道路の感応式信号だと思っております。この交差点は、土田、久徳、中川原、月之木、また木曾、また多賀区では柳町、柏葉団地、大きな、先ほど町長からの話もありましたとおりグリーンヒル、本

当に多くの子どもたちが多賀小学校に通学をしています。信号待ちをしている児童が集中し、非常に危険な交差点となっております。

事故を未然に防ぐためにも、事故の予測される場所への迅速な対応が必要だと思っております。今回、地域整備課が、多賀月之木線の五差路の交差点迂回路、これも通学路の安全対策やと思っております。特に、グリーンヒル、柏葉団地、柳町は、今までは都計道路へ出る車が多かったんですが、子どもたちが非常に多いということで、皆さんが保育園の新しい道路へ出る車が多くなりました。多賀区も福祉会館の道路は通学時間帯には通行を少なくしてくれという立て看板を立ててると。早急にこういうところに対策が必要だと思っておりますが、町長の見解を伺いたいと思っております。

○議長（松居亘君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） それでは、川添議員の通学路の安全対策についてお答えします。

議員ご指摘の箇所につきましては、多方面からの通学路が集まってくる場所であり、多くの児童が道路を横断する箇所になっていることは認識しております。さらに、主要な県道でもあり、通勤時間帯の交通量を考えますと、事故等の犠牲となるリスクの高い箇所であると言わざるを得ません。ただし、現地には感知信号、歩行者用信号のほか、県道の両側に広い歩道があり、横断者の退避スペースが確保できていること、さらに毎年実施をしています通学路安全点検の結果においても、要対策箇所とはなっていない点からも、対策の優先度としては低いものと考えられます。

しかしながら、川添議員が危惧されておられますように、福祉会館側の歩道は県道が緩くカーブしている外側に位置するため、ドライバーの不注意から重大な事故につながることも心配されますので、今年度の通学路安全点検において重点的に担当課は検証するように考えております。私も指示をさせていただきました。ご理解賜りたいと思っております。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 通学路の安全対策というのは本当に重要だと。県の教育委員会も保健体育課でも言われてるように、滋賀県の子ども安全確保に関する協議会というのがあろう。県道への通学路の改修要望も重要やと思ってるんですが、県に対して要望されているのか。私も昨年には課長補佐に現場まで来ていただいて見ておりました。町長が先ほど言われましたとおり、あそこは歩道は広いです。けど、3分の1は舗装ができてない。草があるという状態です。何でそういうような状態になってるんか分かりません。多賀月之木線からずっと多賀組の駐車場までそういうような状態になってます。そこを舗装すると、大分子どもの退避場所もできます。そういうこともあります。本当にひどいときは、多賀月之木線を超えてまだ子どもがつながってるいう状態なので、先ほど言うたとおり、五差路からまっすぐ抜ける人が多くなったように、僕はそういうように感じてるんです。ただ、その辺をしっかりとやれば、もっと安全になると思っております。

カーブになってるとというのが1つ問題になります。なら、あそこにガードレールを付けるとか、それと多賀から入ってくるときに変形交差点ですから、曲がり切れなんだらまっすぐ歩道へ突っ込んでくるというような問題もあります。その辺はどういうように考えているのかと、それと、おうみ通学路交通アドバイザーというのが各小学校区で1人を任命されてるように聞いているんですが、多賀町の現状はどうなっているのか。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） お答えをいたします。

おうみ通学路交通アドバイザーですけれども、多賀小学校区1名、大滝小学校区お一人、それぞれいらっしゃいまして、多賀はお名前を申し上げますと火口さんという先生でございます。大滝小学校は西倉さん、それぞれご活躍を頂いております。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまの川添議員の質問にお答えをさせていただきます。

今、おっしゃいました緩いカーブ、県道は緩いカーブになってます。高宮の方から多賀の方に向かって左へ曲がる緩いカーブです。ですので、福祉会館側の歩道につきましては、カーブを曲がり切れないカーブではないんですけど、少し注意が散漫な場合に真っすぐ突っ込んでしまうということを危惧いたしまして、あちらの方側の歩道につきましては防護柵の必要性があるのではないかなというふうにも思われます。もう1点は、町道側から県道へ出るときですが、あちらもこれも危険な運転のことを想定しなければならぬんですけど、信号の変わりばなに無理して突っ込んで真っすぐ行ってしまったりとか、県道の車と接触して、大津の事故もそうですけど、車同士が接触してバランスを失った車が歩道に突っ込むというケースでした。ですので、そういうことが起きない保証はないという状況でございます。ですので、県道側で対策の必要な箇所であるとか、最初に申し上げた場所は町道側の歩道と考えていいのかなと思っておりますし、そこら辺も含めまして、今年度の通学路の安全点検では重点的に調査をさせていただいて、当日、警察の方からも合同点検ですので点検に来ていただきますので、警察のご意見も聞きながら対策としてどのようなものが妥当かというのも検証させていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 今まで何でここが対象になってなかったのか、その辺はどういうように思われているんですか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問ですが、毎年通学路点検をさせていただく中で、点検箇所の抽出の中でも、学校の先生方とまた今の通学路アドバイザーであるとかスクールガード等のご意見から危険箇所というものも報告を頂いております、その中で点検箇所を選定していくわけですけど、これまでの点検の中にはあその箇所

が含まれておりませんで、もう少し中に入りまして町道側の方で歩道が途切れてるところがあるとか、そういうところについては危険箇所として上がってるんですけど、あそこについては1つはしっかりとした横断報道があって信号があってというところでもあるので、そういう危険箇所としてはみなされてないのかもわかりませんが、これまでは上がってきておりません。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 先ほども話をしているとおり、歩道は広いです。見てもらったら、当然、昨年度も現場へ来てもらって話をしてるんで、課長も聞いとると思うけど、歩道がアスファルトができてない。そういう箇所です。これから梅雨になってきたら草が伸びます。舗装してるところまで入ってくる。余計、歩道が狭くなる。そういうような場所です。県は通学路安全対策に毎年14億円か15億円ぐらいお金を使っています。今まで何でそれができなかったのか。昨年も私は話をしています。今年やる五差路もだんだん車が多くなっている。今後また月之木で住宅団地ができるんで、当然そういうような話になってると思います。こっちの方がやっぱりね。せつかく子どもが多く、あそこの団地ができて、そういうようなことも考えればもっと早くやるべき事案やと思うんですが、どうなんですか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

あそこの歩道につきましては、歩道の舗装幅としては一定幅で、昔、町道の時代に歩道整備も含めて道路整備した路線でございますので、町の方で整備をした道路なんですけども、路肩が広い部分があります。もともと線路の引込線の用地でありましたので、一定幅で道路を付けてきたときに、どうしても残地ができて、その関係で路肩が広い部分もありまして、あそこも舗装はできてない部分は路肩になるわけです。ですので、いっぱいまで舗装というものは、一定幅で舗装したときにどうしても残地ができてしまってるという状況です。その外側には、今、水路があります。水路も蓋かけがされておりませんので、積極的に舗装を広げて、そしてまた今度は水路にはまる危険性が出てまいりますので、その水路の蓋をしなければならないという状況になってきますので、我々としても必要以上に歩道を広げてしまって、あえてまた子どもたちが水路に近づくことも必要ないのかなという部分もありますので、路肩というものを残しておいたほうがという部分もあります。ただ、事故防止のためにおっしゃっていただいていることですので、我々も今年度、もう一度その部分については検証させていただいて、結論として出させていただこうと思っております。以上です。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 歩道は広いほうがいいんですよ。今、県でも3.5mの歩道やと。僕らから言うたら、こんな必要あるんかというようなことを県はやろうとしている。当然やって、あの水路もそのときにも言いました。あそこは鉄板しかかけられない水路

です。本当のU字溝しか入っていないので、だからそこも鉄板で蓋すれば、もっとそこで多賀月之木線まで子どもが占領せんでも、農道までの方へ水路を蓋していけば、もっとそこで退避ができるはずやというように言うてたんですよ。それはどう思うか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃられるように、たくさん子どもたちがあそこへ通学時間帯に集まってくるという状況でございます。今おっしゃられましたように、あの歩道の中に収まり切らない子どもたちが信号を待っているという状況をご心配されておられると思います。こちらの方で、あの信号の、あそこは押しボタン式なので、ボタンを押して信号が変わるまでの時間を計らせていただきました。ずっと県道が青の状態です。最初に押したときというのは、約8秒で信号が赤になりました。比較的短いと思います。かなり短いのではないかなと思います。また、通学時間帯になりますと、1回で渡りきれないと連続してまたボタンを押すことになるんですけど、それを連続して押したときは約25秒後にまた信号が変わりました。それもどちらかと言うたら短いのではないかなと思います。ですので、そのような短い時間で待機してる子どもたちがあそこに果たして何人ぐらいが固まってしまうのかというのも、こちらでも検証させていただきたいと思います。歩道に収まり切らないほどの数の子どもたちがあそこに、この今の短時間の間で渡れない状況で長時間あそこで待たなければならない状況なのかどうなのかというのも、しっかりと検証させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 今、朝は小学校の先生が何人かで信号を押すのをやっています。本当に雨の日、普段の日はいいんですけど、雨の日は傘を差してる子どもなんかいてると、余計広い箇所が要る。課長はこれから今年考えるということなんですが、いつ頃からやるつもりをしておられるのか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問でございますが、毎年、通学路の安全推進会議というものを開かせていただいております。例年8月から9月に会議を持たせていただいております。それまでに、先ほど申し上げましたいろんな方面から危険箇所を吸い上げていただいているんですけども、教育委員会が窓口になって一旦吸い上げていただいた現場の意見を持ち寄る場がその推進会議です。それを基に、次の秋に通学路の合同点検を行います。合同点検のときまでに、今、推進会議で出た危険箇所を集約しまして調査をする場所、点検を実施する場所を選定して、関係機関の人たちの日程調整しながら秋ぐらいに点検をするというのが毎年のスケジュールでございます。今年もそれぐらいのスケジュールで動かしていただく予定はしております。以上です。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 9月ぐらいにはできるんですか。年内に完成はできるんですか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） 今申し上げましたのは点検の実施時期というふうに申し上げたつもりでございますので、対策につきましては、当然、予算を取る必要がございますので、軽微な対応でしたら当初予算の中で動けるんですが、費用が嵩む場合は補正予算をお願いする場合がありますし、できるだけ早くに対策できるようにとは思っておりますが、危険な場合はできるだけ応急的な部分だけでも取り組むということを優先にさせていただくようにしますので。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 舗装の平米数は3,000円ぐらいでっしゃろ。そんなにも距離はないです。30㎡もないと思います。しれてます。鉄板かて10mそこそこ、幅30cmですよ、あの溝は。そんなに予算がどうのこうのというような金額ではないはずですよ。子どもの安全を考えるなら、すぐにでもやるべき事案だと思います。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） 確におっしゃることは分かります。危険な度合いにもよりますし、対策をどのようなものが妥当かという検証も必要です。あと、今おっしゃっていただく水路に蓋をかける場合は、ずっとあそこの水路はオープンです。どこまで蓋をかけるかによって、蓋があるところでなくなるとなると、そこはそこで危険箇所になります。ですので、蓋かけをして、蓋かけが途切れるところに対しては何らかの対策を取らないと、蓋があるものと思って歩いてたら蓋がなくて落ちてしまうということも新たな危険箇所を生むことになりますので、対策についてはきちっと考えてやらないといけないと思いますので、その辺はこちらも考えさせていただこうと思っております。ただ、それも間に合わないほどの危険な状況が見られるようでしたら、応急的な対策でもこちらの方は取らせていただこうと思っておりますが、たちまち現状も現場の意見も聞かせていただこうと思っておりますし、そこら辺も含めて、まず検証結果を見たいなと思っております。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 課長、側溝が途中で蓋がなくなる、そんなん当然ですよ。そんな、ここで対策を取らなというのは当たり前の話です。そんなんだけで放つといて落ちたら町の責任です。当然の話をしてもらわんでもいいやろう。やることはやる、こうなんですよ。事故が起こってからやる、それを私、事故が起こらんとやらない、尼子でもそうです。子どもが側溝へ落ちた、何とかせなあかん、でやられたんです。事故が起こるまでにやらなあかん。そこなんですよ。どうですか。

○議長（松居亘君） 山中教育長。

○教育長（山中健一君） 今のお聞きしてまして、いろんな箇所で安全の面については、この会議で教育委員会も入って要望しているところです。ハード面についてはこちらの

方でやっていただいておりますので、やはりそれはおっしゃるように、そういう危険が予知されているのは、起こってからでは遅いので、やっぱりその辺の対策を取るべきだし、教育委員会としてはソフト面で、特に安全教育、そういうことについてはもう力はしっかりと入れていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 先生は先生なりに、やはり子どもに対して交通安全のルール、そういうことも必要やと思います。ハード面はハード面でしっかりとやる必要があると思います。今年もこれから長い梅雨が来るか分かりませんが、そんなに大きな金額ではないんです、言うてるのは。何千万円もかかることをすぐせえというようなことは言うてません。特にあの道路は県道です。県道やいうことであれば、先ほど言ったとおり、毎年14億円、15億円という金は使ってますけど、なかなか田舎の方には回ってこないというのが現状やと思います。どういような県に対して交渉してるんか分かりませんが、しっかり交渉も県に対してやってもらいたいと思います。我々議員としても、しっかりその辺は県にも話をしたいと思います。早急に補正でも構いません、すぐやっていただけるようによろしく願いして、一旦質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松居亘君） これをもって今定例会における一般質問を終わります。

町長をはじめ、執行機関の職員の方々におかれましては、簡潔、明瞭に答弁いただき、厚く御礼申し上げます。長時間にわたり誠にありがとうございました。

これで本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、最終日の6月22日は午後1時30分に再開、総務常任委員長ならびに予算特別委員長の審査結果の報告を求め、質疑の後、討論および採決を行います。また、当日、追加議案の上程があれば審査いたします。

これをもって散会いたします。

（午後 1時28分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 菅 森 照 雄

多賀町議会議員 竹 内 薫